

**新型コロナウイルス流行下の来日！
第1号技能実習生の入国後講習がスタート**

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入国規制のため、7ヶ月にわたって入国できない技能実習生でしたが、本年7月末、現行の水際対策（空港での抗原検査、公共交通機関不使用等）を維持した上で、例外的に入国を認めることとなりました。

10月26日（月）、当組合では、入国規制後初となる第1号技能実習生3名をベトナムから迎えることができました。彼女たちは、2019年9月に選抜され、本年3月に入国予定でしたが、採用から1年2ヶ月も待ち続け、ようやく日本へ入国することができました。

そこで、入国直後の彼女たちの率直な気持ちや空港での体験をインタビューしました。（広報部係長：和田壮司）

帝人テクロス株式会社

実習場所 愛知県稲沢市
受入職種 染色
送出国 ベトナム



【写真：ノイバイ国際空港】
左から、PHAM THI THU KIEU（ファム ティ トゥ キェウ）さん
NGUYEN THI NHAT QUYEN（グエン ティ ニャット クエン）さん
LE THI HUE（レー ティ フエ）さん

Q. 入国できた率直な気持ちを教えてください。

A. 待っているのが本当に長くて、来られてホッとしました。発展している日本で色々なことを観たり、経験したいです。日本語ももっと上手になりたいので、たくさん日本人と話したいです。もちろん実習も頑張ります。組合（施設）の環境が良くて安心しています。

Q. ベトナムでの待機中の様子を聞かせてください。

A. 選抜後、半年間、送出機関で日本語を勉強しました。その後、コロナが流行ったので地元へ帰省して待ちました。入国1ヶ月前に送出機関へ戻り、VISA申請と日本語の勉強をしました。

Q. 最近のベトナム国内の状況はどうか？

A. 送出機関に戻った1ヶ月間は外出を自粛していたので、よくわかりません。買い物も外部の人がしてくれました。多分普通の生活に戻っていると思います。日本に行くために空港へ向かう途中、久しぶりに外の景色が見られて、とても嬉しかったです。

Q. PCR検査について体験したことを教えてください。

A. ベトナムでは2回検査をしました。1回目は送出機関に戻ったとき、2回目は出国前です。病院の人がこちらに来て唾液で調べてくれました。

Q. 飛行機の中の様子はどうでしたか？

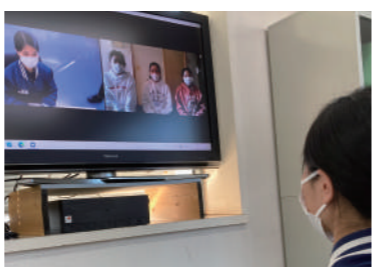
A. 席は全部埋まって、とても混んでいました。飛行機に乗る前と降りた後に消毒をしました。

Q. 成田空港に到着してからの様子を教えてください。

A. 成田空港には、朝の5時30分に到着しました。入国する時に必要な書類は、送出機関から教えてもらっていたので、何の問題もありませんでした。唾液を出した抗原検査は2時間くらいかかりました。ゲートから出たのは10時過ぎでした。

→リモート入国後講習

26日に入国した3名は、組合の宿泊施設で待機措置を確保しながら、リモートによって入国後講習を受けています。



毎日体温を測定し健康状態をチェックします。今後14日間は、岐阜市保健所からのLINEまたは電話連絡により、健康状態の報告を行います。

**労働安全衛生法違反〔罰金刑〕によって、
技能実習計画の「認定取消し」が全国で発生**

外国人技能実習機構が行う実地検査の結果、技能実習の実施に関して違法性が認められた場合に受ける処分は、「改善命令」「認定の取消し」があります。しかし、技能実習生が直接関係していない事案による「認定の取消し」も十分にあり得ます。

同機構は、本年10月23日付で、技能実習生を受け入れている全国の企業13社の「認定の取消し」処分を行いました。処分企業の半数以上（7社）は、「労働安全衛生法〔安衛法〕違反により罰金刑に処せられ、刑が確定したため」というものでした。安衛法罰則のうち、最も重いものは、「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」です。

直近〔平成30年度〕の統計結果によると、労働関係法令違反が疑われた事業主のうち、約38%が起訴され、そのすべてが刑罰を科せられたという実態があります。本統計のうち、安衛法違反により罰金刑に処せられた条項・事例を多い順に記載しました。

（出典：厚生労働省統計情報・報道発表資料／右図参照）

労働安全衛生法違反の条項	※ 送検数(割合)
① 機械等危険防止〔第20条〕 例：フォークリフト使用時に必要な作業計画を定めていなかったために荷物が倒れ、近くの作業者に直撃し死亡した。	169件(32%)
② 墜落等危険防止〔第21条〕 例：足場組立の際、作業者に安全帯を使用させず、高所から墜落し重傷を負った。	148件(28%)
③ 労災かくし〔第100条〕 例：ガス溶断中に熱傷を負った作業者がいたが、労働基準監督署へ労働者死傷病報告を遅滞なく提出しなかった。	90件(17%)
④ 就業制限〔第61条〕 例：つり上げ荷重1トン以上の移動式クレーンの玉掛け作業を無資格で行った作業者がいたが、ワイヤーロープが切れ荷物が落下、近くの作業者に直撃し死亡した。	34件(6.4%)
⑤ 作業主任者の選任〔第14条〕 例：RC造ビル解体工事で「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」が不在のうちにコンクリート壁の倒壊により死亡事故が発生した。	15件(2.8%)
※ 安衛法令違反による送検総数 529件(100%)	

**岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進施策
当組合から本部員会議への支援要請！**

岐阜県では、県内在住外国人と地域住民が、互いに安心して快適に暮らすことのできるよう、必要な施策を実施する「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進本部」を設置しています。

本年10月23日、本部員会議が行われ、県内の外国人材受入れ団体を代表して、岐阜県知事、副知事、部局長等を前に、当組合の取り組み、現状の課題、行政に望む支援等をお伝えしました。そのうち、「外国人材受入れ及び多文化共生の推進に向けた課題や行政に望む支援」は次のとおりです。（副理事長：澤村美喜）

① 地域別最低賃金の格差を是正	・岐阜県の最低賃金は、愛知県より75円安く、求職不人気や失踪懸念があるものの、実際には、県内企業が最低賃金以上の待遇を確保するには多くの課題がある。
② 外国人材が住みやすい岐阜県	・上記、最低賃金格差の補填として、県内在住の技能実習生等へ県から手当の支給等を検討していただきたい。 ・県内企業による特定技能外国人の積極的な雇用支援をお願いしたい。
③ 県内の外国人材受入れ団体の協議会設置	・行政機関と監視団体の課題共有によって、県内企業の労働法令違反件数の減少を目指していただきたい。 ・県内就職や定住を目的とした官民一体の日本語学校の開設を支援していただきたい。

**2020年度「地域別最低賃金」が改定されました
40の都道府県で、現在より1～3円増**

2016年度から4年連続で年率3%以上の大幅引き上げが続いてきましたが、2020年度は新型コロナの影響を受け、7つの地域が据え置き、40の地域では「1円から最大3円単位」の微増に留まりました。全国加重平均は現在より1円増の、902円となりました。

主な都道府県の「最低賃金」は以下のとおりです。改定後の最低賃金は、賃金計算期間の途中であっても発効日から適用しなければならぬためご注意ください。

地域別最低賃金額改定〔3年間比較〕〔抜粋〕 （単位：円）

全国加重平均額	H30年度 〈2018年度〉	R1年度 〈2019年度〉	R2年度 〈2020年度〉
	874 〔発効年月日〕	901 〔発効年月日〕	902 <+1> 〔発効年月日〕
東京	985 〔H30.10.1〕	1,013 〔R1.10.1〕	1,013 <0> 〔R2.10.1〕
埼玉	898 〔H30.10.1〕	926 〔R1.10.1〕	928 <+2> 〔R2.10.1〕
千葉	895 〔H30.10.1〕	923 〔R1.10.1〕	925 <+2> 〔R2.10.1〕
石川	806 〔H30.10.1〕	832 〔R1.10.2〕	833 <+1> 〔R2.10.7〕
福井	803 〔H30.10.1〕	829 〔R1.10.4〕	830 <+1> 〔R2.10.2〕
長野	821 〔H30.10.1〕	848 〔R1.10.4〕	849 <+1> 〔R2.10.1〕
岐阜	825 〔H30.10.1〕	851 〔R1.10.1〕	852 <+1> 〔R2.10.1〕
愛知	898 〔H30.10.1〕	926 〔R1.10.1〕	927 <+1> 〔R2.10.1〕
三重	846 〔H30.10.1〕	873 〔R1.10.1〕	874 <+1> 〔R2.10.1〕
滋賀	839 〔H30.10.1〕	866 〔R1.10.3〕	868 <+2> 〔R2.10.1〕

詳しくは、都道府県別労働局のホームページまたは、厚生労働省の「地域別最低賃金の全国一覧」〈右：QRコード〉をご確認ください。



エコ・プロジェクト協同組合からお知らせ

外国人材活用の優良企業に学ぶ！「オンライン見学会」

組合員企業2社が、ジンサボ!ぎふ主催の「オンライン企業見学会」において紹介されます。この見学会は、外国人雇用を検討している県内企業に対し、実際に外国人材が活躍する優良企業をオンラインで見学していただくものです。組合副理事長もパネラーとして解説いたしますので、ご興味のある方は、ぜひご参加ください。

〔第1回：11月11日〔水〕、第2回：12月9日〔水〕〕